

第2回 精華町いじめ防止基本方針検討委員会 会議録

名 称	精華町いじめ防止基本方針検討委員会[第2回]	
開催年月日	平成26年7月8日(火) 午後2時00分～午後4時00分	
開催場所	精華町役場 3階 301会議室	
出席者名	委 員	(出席委員) 早樫一男、吉川博文、喜多俊夫、福味加世子、古殿弘美、寺峰文恵 永井淳
	事務局	(事務局) 太田教育長、木原教育部長、北澤総括指導主事、森田指導主事
傍聴人	0人	
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・精華町いじめ防止基本方針素案(概要) ・精華町いじめ防止基本方針案へのご意見募集(パブリックコメント) 	
議事の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会行事(教育長挨拶) 2 会議の進め方について説明(事務局) 3 協議(委員長) 4 資料の説明(事務局) 5 意見交流 7 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・第3回精華町いじめ防止基本方針検討委員会 →平成26年7月29日(火)午後2時30分より <ol style="list-style-type: none"> 8 閉会挨拶(教育長) 	
会議の経過	別紙のとおり	

【第2回 会議内容】

1 教育長挨拶内容

委員の皆様には、大変お忙しい中 お集まりいただき誠にありがとうございます。本日は「精華町いじめ防止基本方針素案」をもとに詳細な検討をお願い致します。

2 事務局より本日の会議内容及び進行方法についての説明

- ・京都府の基本方針と比較しながら、それぞれの章に分けて協議をお願い致します。

3 協議内容

はじめに について

- 精華町版の基本方針に書かれている「いじめは人として決して許されない」という内容の文言が入っており、大変わかりやすい表現である。
- 京都府版の基本方針には、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利についての説明が入っており、大変分かりやすい。
- 被害者、加害者、観衆、傍観者の表現は、理解しやすい言葉や説明を付け加える言葉があった方がよい。
- 加害者、被害者だけでなく、すべての子どもたちを対象（焦点をあてて）に記述していく方がよいのではないか。
- 精華町版の基本方針にある「社会総がかり」を「精華町総がかり」に表現を変えたらどうか。

いじめの防止等に対する基本的な方向 について

- 京都府版は自己有用感や充実感を感じられる学校づくりが「子どもの安心」に繋がるという表現になっている。精華町版は、子どもの安心だけでなく、さらに一步進んだ学校づくりを目指しているという表現になっている。再度検討が必要である。
- 精華町版の「児童生徒が安心でき」という表現が漠然過ぎる。
- 「等」「とう」が混在しているため、整理する必要がある。
- 被害者の心理例は示されているが、加害者の心理例もあってもよいのではないか。

いじめ防止等のための精華町・精華町教育委員会の対応 について

- 「提言」と「助言」のことばについて整理が必要である。
- 「いじめ対策委員会の役割」の「エ」については、「提言」が必要である。
- 精華町独自の組織「精華町いじめ防止実務担当者会議（仮称）」は大変すばらしい。

いじめ防止等のために学校が実施すべき施策 について

- 精華町版の基本方針は大変わかりやすい内容である。
- インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応の部分も精華町版の基本方針の方がわかりやすい表現である。
- 各校では、それぞれ配置されているスクールカウンセラーを十分に活用してほしい。

重大事態への対応 について

- 「いじめにより相当の期間学校を欠席する児童生徒」の文言の「相当の期間」とは、年間30日の欠席を目安にという説明がある。しかし、30日に達するまでに、しっかり子どもを見ていくことが何よりも大切なことである。
- アンケートは万能のように捉えられている部分があるが、そうではなく、日ごろの子どもの様子をしっかりと目で見ることが大切である。

全体を通して

- 家庭でも学校でも大切なことは、しっかり子どもの顔を見て話をすることが大切である。これが基本である。
- 関係する法律については、注釈で説明を加えたらどうか。
- 検討会議で出された意見は、事務局で整理し次回の会議で改めて提示する。

5 次回の会議日程について

平成26年7月29日（火）午後2時30分より開始

6 閉会